地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月15日

横浜市契約事務受任者 横浜市教育次長 石川 隆一

- 契約の概要 給食倉庫天井内給湯管水漏れ修繕
- 2 履行場所 青葉区すすき野1丁目6番地の4 横浜市立嶮山小学校
- 3 契約日令和6年4月1日
- 4 履行日又は履行期間 令和6年4月1日
- 5 契約金額 110.000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 西区久保町4番12号 三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

給食室の食品庫にて、水漏れが発生しました。食品を保管していること、また衛生面から、令和6年度の給食開始前に対処が必要であったため、緊急契約で修繕を実施しました。

- 8 契約の相手方の選定理由 有資格者名簿の中から管の資格を有しており、事案が生じた段階で迅速に対応が可能な業者を選定しました。
- 9 所管 横浜市立嶮山小学校